

本書を通読した実感は、「丸一日かけて読み、これまで丸一年以上かけた以上のものが得られた」だった。インターネットを活用すれば、政府がこの一、二年に発表したおそらく数万ページにも及ぶ膨大な資料は閲覧できる。しかしその多くは図や表で、文章の説明は部分的である。しかも前のものが少しづつ変更される。二百ページあまりの本書が数万ページを超えるとは驚きだが、考えてみれば非常に複雑な事柄であつても、重要なポイントはこの程度に整理できるものなのかも知れない。

本書はタイトルにあるように、「障害者自立支援法の基本と活用」である。まず第一部で、この法の「内容」の基本、「ねらい」の基本、「どう対応すべきか」の基本がコンパクトに整理され、十分な情報がなかつた障害児分野、精神障害分野の分析が加えられている。第二部以下で、各論的に詳しい内容、

目において（評者注）社会参加が重視されるのではなく軽視され、事業ごと判定基準も策定されず、非対象も運用改善で導入が図られようとし、個別加算も軽視されるなど、明らかに後退した制度です。（峰島）という。さらにいくつか内容を紹介する。新たに導入されるお金の誘導装置。企業就労による加算、工賃目標達成加算、平均利用期間超過減算など、政府の期待が恣意的に反映されているのではないかと指摘する。「生き生きと働くようになった」など、どこか作業所でも一番の評価項目にあげられる評価加算はないのです。」とも。評者も、これらのマネー装置がほんとうに国民が了解しているものかどうか、障害者・事業者が望んでいるものか、少なくとも納得できるものかどうか、国会が承認できるものか、ますます疑問を感じた。

「精神障害の特徴の一つは「疲労し

図書紹介

峰島厚・白沢仁・多田薫 編著

「障害者自立支援法の基本と活用」

佐藤久夫
（日本社会事業大学 教授）

特徴、活用、改革の方向が示される。これまでの情報ではわからなかつたことがいろいろと整理され、また単に批判ではなく単に紹介でもない、活用と改革の視点が貫かれている大変あり

やすい」「些細なことで体調が変化する」等です。：休みながら体調をコントロールする力が育つことを利用者どうしも職員も大切にしてみました。そのため、休んだ日こそ職員は電話を入れたり、訪問したり、後日ふり返りの話し合いをしたり、と地道な援助を重ねてきました。：このような個別性、継続性を重視した関係性を、現行制度以下に引き下げた報酬単価と日額払いの仕組みは、根本から崩壊させる危険性があります。（池末）など現実をふまえた批判が随所になされている。

この「日額払い」については本書の数カ所を取り上げられているが、読んでいてきわめてひどいものだと感じた。政府の説明は、提供したサービス分しか払うべきではないので日額制としたと説明し、減収には定員の緩和で対応するので安心してくださいという。さも政府が事業者に救いの手をさしのべているように見えるが、実はこ

がたい本である。

政府は支援費制度の財政的失敗が障害者自立支援法のきっかけだというのが、本書は支援費制度の総括・発展がむしろほとんど図られていないことを疑問としている。在宅サービスの利用が伸びた主因は、今まで利用できなかった層が利用できるようになったこと（とくに知的障害者と障害児の移動介護の増加）など、「失敗」と総括するのは筋違いと指摘する。支援費制度の総括・発展が必要だとするもう一つのポイントは「障害程度区分」である。「支援費制度は、区分設定で、①障害者手帳制度は医学モデルに偏っている」と社会参加項目を重点にし、②事業種別ごとに機能に着目した判定基準を作成し、③利用意向を無視した非対象を作らず、④個別の加算でとくに重い人への配慮を講ずる、という設計でした。それが十分に具体化したとはいえませんが、今回の自立支援法は、（認定項

れは従来と同じ予算でより多くの障害者を支援させるだけのことではないか、事業者の負担増（にもかかわらず単価減と相まって運営費減）を生み出しつつ逆に感謝させるとはあまりではないかと思う。日割り化の本質はこの経費削減にあるのではないかと思う。

本書は、タイトルにもあるように「活用」にも多くのページを割いている。例えば、事業の指定基準が緩和されサービス低下が懸念されることを問題としつつも、その緩和も活用しつつ支援の工夫が必要だとする。例えば、土・日だけ開設の通所施設などもできる、一カ所に二十人集まらなくても分散型で可能、土地・資産などの要件も緩和、などを生かすべきと言う。「障害福祉を商品化、市場化する規制緩和の障害者の立場に立った「活用」という面」（峰島）である。

（全国障害者問題研究会出版部

価格 二二〇〇円）